

令和7（2025）年度開始 多子世帯の大学等の授業料無償化について

令和7年度から多子世帯の学生に対して、大学等の授業料及び入学金を、国が定める一定額まで、所得制限なく無償（減額）とすることとなっております。

- 開始時期・・・令和7年度から
- 多子世帯の要件・・・扶養する子が3人以上いる世帯であること
- 支援額・・・現行の第I区分の授業料等減免額と同額
※授業料が全額無償化される制度ではありません。
※本学では授業料以外（教育充実費、実験実習費、厚生費）は、
全額ご負担いただく必要があります。
- 所得制限・・・なし
- 学業成績の要件・・・現行制度と同じ

現時点で公表されている情報に限りがございますので、その他、詳細については、以下のリンク先（文部科学省 HP）をご確認くださいませよう、お願いいたします。新しい情報が入り次第、改めてお知らせいたします。

文部科学省ホームページ

https://www.mext.go.jp/a_menu/koutou/hutankeigen/index.htm

※多子世帯の授業料等減免を受ける場合は、本学が指定する期間内に日本学生支援機構の給付奨学金を申請していただき、「多子世帯」に該当するかどうか審査を受ける必要があります。（本学が審査（判定）するわけではありません。）

※学生の学業成績や学習意欲も審査対象となります。（子3人以上いるから、無条件で多子世帯の支援を受けられるというわけではありません。）

※本学では、令和7年3月下旬頃からの募集を予定しておりますが、多少前後する場合がありますので、ご注意ください。なお、募集のお知らせにつきましては、準備が整い次第、本学内の学生掲示板を通じて、周知いたしますので、学生の皆さんは、各自掲示板を確認の上、申請時期を見逃さないようご注意ください。

申請時期：令和7年3月下旬～4月頃（予定）

決定時期：令和7年6月～8月頃（予定）

※正式に多子世帯に該当することが決定するまでは、授業料等減免の支援を受けることができません。そのため、本学では、一度、学生納付金（授業料・教育充実費・実験実習費・厚生費）を納付していただき、支援決定後、納付済みの学生納付金の中から、授業料等減免額分をお返しすることとしておりますので、予めご了承願います。

※多子世帯の支援が決定しても、在学期間中支援を受け続けられるというわけではありません。（支援を受け続けるための基準があります。）

※多子世帯の支援を受け続けるためには、毎年、「適格認定（家計）」及び「適格認定（学業）」を受け、双方の基準を満たしていなければいけません。（どちらか一方だけでは支援を受け続けることはできません。）

適格認定（家計）：扶養する子の数が3人以上いるかどうかを審査

適格認定（学業）：学業成績が一定の基準を上回っているかどうかを審査